

自衛隊員倫理の概要

自衛隊員倫理法・倫理規程の概要 ①

1 制定経緯

- | | |
|---------|---|
| 平成10年1月 | 度重なる公務員不祥事に鑑み、与党(自、社、さ)による公務員倫理に関する協議会が発足 |
| 2月 | 政府側に、公務員倫理問題に関する検討委員会が発足 |
| 6月 | 自衛隊員倫理法が、議員立法として「国家公務員倫理法案」とともに国会提出 |
| 平成11年8月 | 自衛隊員倫理法 公布 |
| 平成12年3月 | 自衛隊員倫理規程 公布 |
| 平成12年4月 | 自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程 施行 |

2 倫理法の趣旨

自衛隊員の職務における倫理を保つための必要な措置をとり、職務が公正に行われているとの国民の信頼を得ることを目的に、平成12年4月から、自衛隊員倫理法が施行された。

3 隊員が遵守すべき職務に係る倫理原則

(法第3条)

- (1) 自衛隊員が国民全体の奉仕者であって、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いてはならない。
- (3) 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 国会報告

(法第4条)

内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。(毎年9月初中旬に実施)また、自衛隊員倫理規程及び倫理に関する訓令の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

4 自衛隊員倫理規程

(法第5条)

(1) 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令(自衛隊員倫理規程)を、国家公務員倫理規程に準じて定めている。

(2) 自衛隊員倫理規程には、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、自衛隊員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し自衛隊員の遵守すべき事項が規定されている。

5 贈与等の報告及び公開

(法第6条、第7条、第8条、第9条)

倫理法は、隊員が事業者等(利害関係者が否かを問わない。)から受けた贈与等に関し、防衛大臣への報告及び一定限度以上のものについての公開というチェックシステムを設け、隊員の事業者等との接触について透明性を確保することとしている。

(1) 部員級以上の隊員(行(一)5級以上、3佐以上等)は、事業者等から5千円を超える贈与等を受けたときは、その内容を記載した**贈与等報告書**を防衛大臣に提出しなければならない。

(2) 贈与等報告書のうち**2万円を超える部分**については、何人でも**閲覧**を求めることができる。

(3) 審議官級以上の隊員は、**前年において行った株取引等**及び**前年分の所得等**について、株取引等については株取引等報告書を、所得等については所得等報告書を防衛大臣に提出しなければならない。